

【アメリカ】 2015 年度国土安全保障省歳出予算法の成立

海外立法情報課長 鈴木 滋

* 2015 年 3 月 4 日、「2015 会計年度国土安全保障省歳出予算法」(Department of Homeland Security Appropriation Act for Fiscal Year 2015) が成立した。同法は、テロ対策などについて、およそ 400 億ドルの歳出権限を規定している。

1 法成立に至る経緯

アメリカでは予算法定主義が取られており、連邦政府機関の予算については、会計年度ごとに歳出予算法 (Appropriation Act) を制定する必要がある。しかし、連邦議会における党派対立のあおりで、歳出予算法をめぐる審議が進捗せず、近年、連邦政府はいわゆる「つなぎ予算」を組むことによって、予算の期限切れ・政府機関の閉鎖を回避するといった、非常措置を取ることが増えている。国土安全保障省 (Department of Homeland Security: DHS) の 2015 会計年度歳出予算法は、このようなアメリカ議会の現状を象徴する立法事例のひとつと言えるだろう。以下、法成立に至る経緯を概観する (注 1)。

2014 年 12 月 16 日、公法 113-235 号「2015 会計年度統合及び追加継続歳出予算法」(PL 113-325: Consolidated and Further Continuing Appropriations Act, 2015) が成立した。この法律は、それまで細切れに延長されてきた 2015 会計年度連邦政府機関予算の期限を、本来の会計年度期限である 2015 年 9 月 30 日までと定めたものである。しかし、DHS については、同年 2 月 27 日までとする変則的な期限が定められた。その背景には、連邦議会で多数を占める共和党が、オバマ政権への対抗手段として、移民政策の所管省である DHS の予算審議を利用する思惑があった、と指摘する報道がある (注 2)。共和党は、かねてオバマ政権の移民政策に強く反発していた。

2015 年 1 月 14 日、下院は DHS の 2015 会計年度予算を年度末の 9 月 30 日まで認める法案第 240 号 (H.R.240) を賛成多数で可決した。ただし、同法案には、共和党の主導権により、オバマ政権が移民問題について打ち出した政策に予算拠出することを禁じた条項が挿入されていた。これを受けて、同年 2 月 27 日、上院はそれらの条項を除外した法案第 240 号の改正案を可決した。一方、この日、暫定予算の期限 (2 月 27 日) が切れることから、3 週間のつなぎ予算を組む共同決議案第 35 号 (H.J.Res.35) が下院で採決されたが、およそ 20 票差で否決される事態となった。採決後数時間を経過したところで、上院は、下院法案第 33 号 (H.R.33) の一部修正により、期限を 3 月 6 日まで延長する改正案を可決し、下院もこの改正案を賛成多数で可決した。同日、改正下院法案第 33 号は公法 114-3 号として成立し、DHS 予算は辛くも期限切れを免れることができた。

その後 3 月 3 日、下院は、上院ですでに可決された前記法案第 240 号の改正案を採決し、これを可決した。翌 3 月 4 日、オバマ大統領がこの改正案に署名し、DHS の 2015 会計年度予算法案は、ようやく公法 114-4 号として成立に至った。

連邦議会での予算審議が紛糾するなか、関係者は、DHS の任務が危殆に瀕する可能性を危惧していた。DHS の主要機関である沿岸警備隊 (U.S. Coast Guard) のポール・ズクンフト (Paul Zukunft) 司令官は、公式ブログで、予算成立の遅れにより、沿岸警備隊はいくつかの主要な任務分野で活動を削減しなければならないかもしれない、との警告を発していた (注 3)。結果的に予算法案は成立したが、それに至る過程がこのように複雑なものとなった要因は、オバマ政権に対する強硬姿勢を崩さない共和党の議会戦略にあったものと見られる。共和党の戦略については、民主党に対し、予算の成立を遅らせ国家安全保障上のリスクを招いている、と批判する口実を与えたとの見方がある (注 4)。

2 法律の概要

この法律は、5 つの編 (Title) から構成される。第 1 編から第 4 編は、沿岸警備隊を始め、税関・国境警備局、移民・税関執行局、運輸安全保障庁、連邦緊急事態管理庁など、DHS を構成する各機関の人員費や装備調達経費等について規定している。アメリカ連邦議会調査局の報告書によれば、2015 会計年度歳出予算法で規定されている DHS の予算総額は 396 億 7000 万ドルである (注 5)。

第 5 編「通則」(General Provisions) は 78 か条から成る。ほとんどは技術的な内容のもので、予算の用途に係る禁止事項等を定めているが、その中には、移民関連の緊急事態が発生した場合、議会に事前通告の上、予算を当該事態への対処目的に充てることのできる旨規定した条項がある (第 543 条)。そのほか、第 5 編では予算執行の停止 (Rescission) について規定している。これは、財務省の没収基金 (Treasury Forfeiture Fund: 犯罪者からの資産没収金) から DHS に移管した経費のうち、「支出負担行為未済額」(Unobligated Balances) となったものなど、いくつかの経費を執行停止とするものである。

注 (インターネット情報は 2015 年 6 月 19 日現在である。)

- (1) 次のアメリカ連邦議会調査局 (Congressional Research Service) 報告書を参照した。William L. Painter, *Homeland Security Appropriations: FY 2015 Action in the 114th Congress*, Congressional Research Service, R43884, March 16, 2015, pp.1-6. <<http://fas.org/sgp/crs/homesecc/R43884.pdf>>
- (2) Erica Werner and David Espo, "Congress sends Homeland bill to Obama without conditions," *El Paso Times*, Mar.3, 2015. <http://www.elpasotimes.com/news/ci_27634524/congress-sends-homeland-bill-Obama-without-conditions>
- (3) "Impacts of a Potential Continuing Resolution or Lapse in Appropriation," Coast Guard Compass, Official Blog of the U.S. Coast Guard, Feb.23, 2015. <<http://coastguard.dodlive.mil/2015/02/impacts-of-a-potential-continuing-resolution-or-lapse-in-appropriation/>>
- (4) Erica Werner and David Espo, *op.cit.*(2)
- (5) Congressional Research Service, R43884, "Table 2. Department of Homeland Security Appropriations by Title, FY2014-FY2015," *op.cit.*(1), pp.3-4.